

男女共同参画センター

えーる 事業概要

(令和6年度事業実績)



練馬区 総務部 人権・男女共同参画課



この冊子は、練馬区立男女共同参画センター「えーる」の令和6年度事業実績を取りまとめ、事業概要として作成したものです。男女共同参画センター「えーる」の事業をご理解いただくための資料としてご活用いただければ幸いです。

令和7年8月

練馬区総務部人権・男女共同参画課



目 次

【施設のあらまし】

1 設置目的	1
2 沿革	1
3 施設の概要	1

【事業のあらまし】

I 男女共同参画の学習および交流推進事業	3
1 男女共同参画講座	5
2 区民企画講座	9
3 出前講座	12
4 映画上映会	13
5 男女共同参画センターえーるフェスティバル	14
II 男女共同参画団体等に対する活動の場の提供に関する事業	16
1 貸出施設の利用	16
2 利用状況	18
III 相談事業	20
1 事業内容	20
2 相談実績	21
IV 男女共同参画に関する調査・研究、資料収集、情報提供事業等	24
1 事業内容	24
2 図書・資料室案内	24
3 図書・資料室利用状況	25
4 情報提供	25
5 保育付きブックタイム事業	27

【資料】

1 練馬区立男女共同参画センター条例	28
2 練馬区立男女共同参画センター運営委員会設置要綱	33
3 男女共同参画センター運営委員会開催状況	35

施設のあらまし

1 設置目的

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とします。

2 沿革

昭和55年(1980年)	「練馬区婦人問題連絡協議会」設置(企画部)
昭和56年(1981年)	区民活動課婦人問題担当主査設置 区立婦人会館に関する陳情書採択
昭和57年(1982年)	「婦人問題懇談会」設置
昭和60年(1985年)	「練馬区婦人行動計画」策定 練馬区婦人問題懇談会提言 「練馬区立婦人会館の建設・管理運営についての基本的な考え方について」
昭和62年(1987年)	練馬区立婦人会館開館
昭和63年(1988年)	婦人会館運営委員会設置
平成3年(1991年)	「練馬区女性行動計画(改定)」策定 女性課設置 練馬区立婦人会館を練馬区立練馬女性センターに改称
平成8年(1996年)	「練馬区第3次女性行動計画」策定 練馬女性センター開館10周年
平成11年(1999年)	組織改正により女性課の所属が生活文化部から総務部に変更
平成13年(2001年)	「練馬区男女共同参画計画」策定
平成14年(2002年)	女性課と同和対策担当課を統合し、人権・男女共同参画課に組織改正
平成18年(2006年)	練馬区公共施設予約システム導入 窓口業務と施設の管理業務を指定管理者へ移行 練馬女性センター開館20周年 「第2次練馬区男女共同参画計画」策定
平成20年(2008年)	練馬女性センターの愛称「えーる」を、施設の名称と併せて使用開始
平成22年(2010年)	練馬区立男女共同参画センターに改称、愛称「えーる」も継続
平成23年(2011年)	「第3次練馬区男女共同参画計画」策定
平成24年(2012年)	講座等事業の業務を新たに指定管理者へ移行
平成26年(2014年)	練馬区配偶者暴力相談支援センターの機能整備
平成28年(2016年)	練馬区立男女共同参画センターえーる開館30周年 「第4次練馬区男女共同参画計画」策定
平成29年(2017年)	相談体制変更、性的マイノリティに関する相談を開設
平成30年(2018年)	女性のための就活応援コーナー開設
令和2年(2020年)	「第5次練馬区男女共同参画計画」策定
令和4年(2022年)	相談体制変更、男性のための相談(電話相談)を開設
令和7年(2025年)	「第6次練馬区男女共同参画計画」策定

3 施設の概要

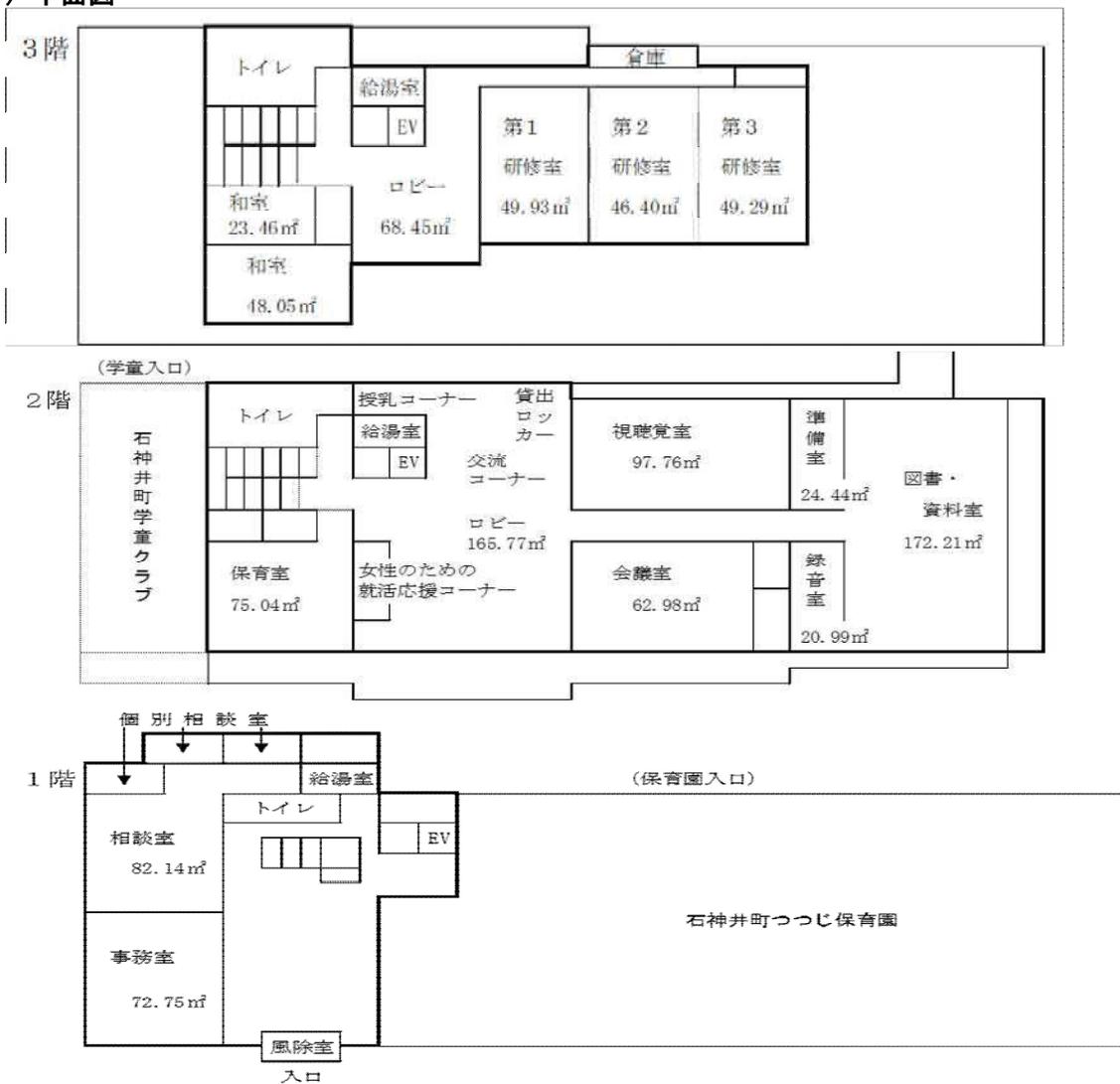
(1) 名称	練馬区立男女共同参画センターえーる
(2) 所在地	東京都練馬区石神井町八丁目1番10号
(3) 構造・規模	鉄筋コンクリート造3階建 (石神井町つつじ保育園、石神井町学童クラブ、都営住宅を併設) 男女共同参画センター部分の延床面積 1,676㎡ (1階349㎡、2階884㎡、3階443㎡)
(4) 開館	昭和62年(1987年)4月1日
(5) 開館時間	午前9時から午後9時30分まで
(6) 休館日	年末年始(12月29日から1月3日)、点検・清掃等による随時休館
(7) 運営委員会	運営にあたって、広く区民の意見を反映させるため「練馬区立男女共同参画センター運営委員会」を設置 委員数 20名程度 任期 2年

(8) 施設の内容

階数	施設名	定員	備考
3階	第1研修室	30人	講座、講演会、会議等 〔パーティションを外して利用する場合、椅子のみで150人まで利用可能〕
	第2研修室	24人	
	第3研修室	30人	
	和室(小)	12人	学習会、会議等
	和室(大)	24人	
	ロビー		
2階	視聴覚室	45人	講座、講演会、映画会、人形劇、コーラス、会議等 ピアノ、ビデオプロジェクター 椅子のみで80人まで利用可能
	録音室	10人	会議等
	会議室	30人	会議等
	保育室		講座・講演会の一時保育 子ども用机・椅子、ベビーベッド、遊具等
	図書・資料室		閲覧席9席、児童書コーナー
	就活応援コーナー		
	授乳コーナー		
	ロビー		
1階	相談室		個別相談室3室、相談コーナー
	事務室		

1階を除く全部屋・就活応援コーナーに無料Wi-Fi設置。(部屋、就活応援コーナー利用者限定)

(9) 平面図



事業のあらまし

I 男女共同参画の学習および交流推進事業

1 男女共同参画講座	回数	参加人数	保育人数
(1) 子育て中のわたしをみつめる「子育てママのポレポレ塾2024」	5	39	20
(2) アンコンシャスバイアスセミナー～誰にでもありうる無意識の思い込みに気づく～	1	30	1
(3) お父さんと一緒にほっこり時間！～チョコムース作りとハンドマッサージ～	1	24	—
(4) えーるスクエア「性暴力 あなたは悪くない～二次加害のない社会を作るために～」	1	21	0
(5) 【動画視聴】親子で学ぼう！おうちでできる性教育のはじめの一步	1	121	—
(6) おとこの生き活きポジティブライフ！ ①男性のための心と体のケア～男女の更年期障害を理解しよう～ ②対話上手になる方法	2	13	0
(7) わたしの「これからライフ」2024Part I ゆるヨガ女子会	3	24	3
(8) わたしの「これからライフ」2024Part II ①ゆるヨガ女子会 ②気分をリフレッシュ！ねんどで作ろう！くまのマスコット	3	14	0
(9) ひきこもりUX女子forYouth@えーる	2	23	0
(10) 【動画視聴】ワーク・ライフ・バランスとメンタルヘルス ～それぞれのペースで・自分らしく～	1	79	—
(11) 子育て世代の就活講座～自分に合った働き方で就職！～	1	25	5
(12) 子育て世代の就活講座～面接に役立つビジネスマナーセミナー～	1	16	2
(13) 子育て世代の就活講座～社会保険や税金などの基礎知識～	1	36	5
(14) えーるプチマルシェ	1	121	—
(15) 人生半ばの女性就活応援講座～自分らしくイキイキ働く！～	2	24	2
(16) 就職活動や地域活動をしている女性のためのパソコン講座「ワード」	3	29	0
(17) 就職活動や地域活動をしている女性のためのパソコン講座「エクセル基礎」	3	30	0
(18) 就職活動や地域活動をしている女性のためのパソコン講座「エクセル実践」	3	30	0
(19) 就職活動や地域活動をしている女性のためのパソコン講座「パワーポイント」	3	29	0
(20) 自分の人生を自分らしく生きる ～セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス&ライツって何だろう？～	1	6	1
(21) 防災講座「避難所でのコミュニケーションのコツ」 ～みんなが安心して過ごせる避難所を目指して～	2	23	0

2 区民企画講座	回数	参加人数	保育人数
(1) 広がれ私の可能性！魅力を活かしてライフキャリアを考える	1	5	0
こころのケア講座 (2) ①「DV・モラハラの傷つきからの回復」 ②「私を大切にする自尊心」	2	17	0
(3) 親子で学ぶ男のからだ・女のからだ～ゆっくり育つ子どものために～	1	21	1
(4) 子育てに自分軸を！ブレないママになるための10STEP	2	66	—
(5) 赤ちゃんからの発達を知ろう～子育てに役立つ乳幼児期の関わり～	1	41	5
(6) ストレスとの上手な付き合い方～イライラ育児から卒業しませんか？～	1	16	5
更年期のこと、正しく知れば楽しい！私らしく、心地よく生きよう！ (7) ①更年期の身体の使い方 ②更年期と思春期の子どもとの過ごし方	2	22	0
(8) ソーシャルワーカーによるおしゃべり講座 どうする？医療費!! ～病気になったとき、あわてないために～	1	6	1
(9) 笑って脳トレ	2	23	—
(10) 自分に優しくしてあげよう！“心と体のセルフケア”	2	25	1
3 出前講座	回数	参加人数	保育人数
(1) 出前講座等啓発事業（石神友和会）「梅切らぬバカ」映画上映会	1	34	—
(2) 出前講座等啓発事業（開進第四中学校、大泉第二中学校、三原台中学校） 「デートDV防止講座」	3	1,210	—
4 映画上映会	回数	参加人数	保育人数
(1) えーるシネマサロン夏休み親子上映会 「ネコのみヌース」	2	59	1
映画を通じてさまざまな生き方を考えよう～えーるシネマサロンウィーク～ (2) ①「アイ・コンタクト」 ②「94歳のゲイ」 ③「梅切らぬバカ」	6	128	6
合 計	68	2,430	59

1 男女共同参画講座

- (1)
- | | | | |
|------------|------------------------------------|-------------|-------------|
| 講座名 | 子育て中のわたしをみつめる
「子育てママのポレポレ塾2024」 | | |
| 講師 | 柴田雅代(アートセラピスト) ほか | | |
| 実施日 | 時間 | 参加人数 | 保育人数 |
| 9月13日(金) | 午前10時～正午 | 8 | 4 |
| 9月20日(金) | 午前10時～正午 | 9 | 5 |
| 10月4日(金) | 午前10時～正午 | 8 | 4 |
| 10月18日(金) | 午前10時～正午 | 6 | 3 |
| 10月25日(金) | 午前10時～正午 | 8 | 4 |
- (2)
- | | | | |
|------------|---|-------------|-------------|
| 講座名 | アンコンシャスバイアスセミナー
～誰にでもありうる無意識の思い込みに気づく～ | | |
| 講師 | 一ノ瀬史子
(一社) アンコンシャスバイアス研究所講師 | | |
| 実施日 | 時間 | 参加人数 | 保育人数 |
| 3月19日(水) | 午後7時～8時30分 | 30 | 1 |
- (3)
- | | | | |
|------------|--|-------------|-------------|
| 講座名 | お父さんと一緒にほっこり時間！
～チョコムース作りとハンドマッサージ～ | | |
| 講師 | 千葉さよ子(らぼ・ときめき主宰) ほか | | |
| 実施日 | 時間 | 参加人数 | 保育人数 |
| 12月7日(土) | 午後1時～4時 | 24 | — |
- (4)
- | | | | |
|------------|--|-------------|-------------|
| 講座名 | えーるスクエア
「性暴力 あなたは悪くない
～二次加害のない社会を作るために～」 | | |
| 講師 | ト田素代香
(性暴力被害者支援情報プラットフォームTHYME運営者) | | |
| 実施日 | 時間 | 参加人数 | 保育人数 |
| 11月9日(土) | 午後2時～3時30分 | 21 | — |
- (5)
- | | | | |
|-----------------------|------------------------------------|-------------|-------------|
| 講座名 | 【動画視聴】親子で学ぼう！
おうちでできる性教育のはじめの一步 | | |
| 講師 | 看護師マッキー(磯邊真希子/看護師) | | |
| 実施日 | 時間 | 参加人数 | 保育人数 |
| 1月21日(火)～
3月25日(火) | オンデマンド配信 | 121 | — |

(6)	講座名	おとこの生き生きポジティブライフ! ①男性のための心と体のケア ～男女の更年期障害を理解しよう～ ②対話上手になる方法		
	講師	知久朋美(更年期ライフデザインファシリテーター) ほか		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
	11月10日(日)	① 午後2時～4時	6	0
	11月16日(土)	② 午前10時～正午	7	0

(7)	講座名	ひきこもりがちな女性のためのわたしの 「これからライフ」2024Part I ゆるヨガ女子会		
	講師	滝沢菜穂(全米ヨガアライアンスRYT200)		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
	4月21日(日)	午前10時～正午	11	3
	5月14日(火)	午前10時～正午	5	0
	6月25日(火)	午前10時～正午	8	0

(8)	講座名	ひきこもりがちな女性のためのわたしの 「これからライフ」2024Part II ①ゆるヨガ女子会 ②気分をリフレッシュ!ねんどで作ろう!くまのマスコット		
	講師	剣持明子(おもちゃコンサルタントマスター) ほか		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
	12月3日(火)	① 午前10時～正午	5	0
	1月28日(火)	② 午後2時～4時	2	0
	2月18日(火)	① 午前10時～正午	7	0

(9)	講座名	ひきこもりUX女子会for Youth@えーる		
	講師	(一社)ひきこもりUX会議		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
	12月21日(土)	午後2時～4時	9	0
	2月28日(金)	午後2時～4時	14	0

(10)	講座名	【動画視聴】ワーク・ライフ・バランスとメンタルヘルス ～それぞれのペースで・自分らしく～		
	講師	岩井奈保美(産業カウンセラー、メンタルケア心理専門士)		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
	11月21日(木)～ 1月31日(金)	オンデマンド配信	79	—

(11)	講座名	子育て世代の就活講座 ～自分に合った働き方で就職！～		
	講師	永沼るみ (ハローワーク池袋マザーズコーナー就職支援ナビゲーター)		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
	9月12日(木)	午前10時～正午	25	5
(12)	講座名	子育て世代の就活講座 ～面接に役立つビジネスマナーセミナー～		
	講師	坪田まり子(プロフェッショナル・キャリア・カウンセラー)		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
	10月2日(水)	午前10時～午後0時30分	16	2
(13)	講座名	子育て世代の就活講座 ～社会保険や税金などの基礎知識～		
	講師	音川敏枝(J-FLEC(金融経済教育推進機構)認定アドバイザー)		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
	12月10日(火)	午前10時～正午	36	5
(14)	講座名	えーるプチマルシェ		
	講師	—		
	実施日	時間	来場者数	保育人数
	2月15日(土)	午前10時30分～午後4時	121	—
(15)	講座名	人生半ばの女性就活応援講座 ～自分らしくイキイキ働く！～		
	講師	井上訓子(1級キャリアコンサルティング技能士)		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
	10月22日(火)	午前10時～正午	12	1
	10月29日(火)	午前10時～正午	12	1
(16)	講座名	就職活動や地域活動をしている女性のための パソコン講座「ワード」		
	講師	後藤悦子(MOSインストラクター)		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
	5月16日(木)	午後1時30分～4時30分	10	0
	9月5日(木)	午後1時30分～4時30分	9	0
	12月12日(木)	午後1時30分～4時30分	10	0

(17)	講座名	就職活動や地域活動をしている女性のための パソコン講座「エクセル基礎」		
	講師	後藤悦子(MOSインストラクター)		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
	7月17日(水)	午後1時30分～4時30分	10	0
	9月19日(木)	午後1時30分～4時30分	10	0
	1月23日(木)	午後1時30分～4時30分	10	0

(18)	講座名	就職活動や地域活動をしている女性のための パソコン講座「エクセル実践」		
	講師	後藤悦子(MOSインストラクター)		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
	7月18日(木)	午前9時30分～午後0時30分	10	0
	10月16日(水)	午前9時30分～午後0時30分	10	0
	2月6日(木)	午後1時30分～4時30分	10	0

(19)	講座名	就職活動や地域活動をしている女性のための パソコン講座「パワーポイント」		
	講師	後藤悦子(MOSインストラクター)		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
	6月27日(木)	午前9時30分～午後0時30分	10	0
	10月31日(木)	午後1時30分～4時30分	9	0
	2月20日(木)	午後1時30分～4時30分	10	0

(20)	講座名	自分の人生を自分らしく生きる ～セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス&ライツって何だろう?～		
	講師	土屋麻由美(助産師、麻の実助産所所長)		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
	1月25日(土)	午前10時～正午	6	1

(21)	講座名	防災講座 「避難所でのコミュニケーションのコツ ～みんなが安心して過ごせる避難所を目指して～」		
	講師	杉村郁雄(プロセスクリエイイト代表)		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
	2月5日(水)	午後7時～8時30分	11	0
	2月12日(水)	午後7時～8時30分	12	0

2 区民企画講座

練馬区内で男女共同参画に関する活動に取り組む団体が企画運営する講座で、その活動を通して区内の男女共同参画の推進を図ることや啓発の担い手としての地域の人材を育成することを目的として実施するものです。

(1)

講座名	広がれ私の可能性！ 魅力を活かしてライフキャリアを考える		
企画団体	自分らしいアクティブライフを考える会		
講師	後藤悦子 (NPO法人ママプラグライフキャリアファシリテーター)		
実施日	時間	参加人数	保育人数
11月7日(木)	午前10時～正午	5	0

(2)

講座名	こころのケア講座 ①「DV・モラハラからの傷つきからの回復」 ②「私を大切にする自尊心」		
企画団体	WSY		
講師	加藤万里子(レジリエンス・ファシリテーター) ほか		
実施日	時間	参加人数	保育人数
9月8日(日)	① 午後2時～3時10分	5	0
10月6日(日)	② 午後2時～3時10分	12	0

(3)

講座名	親子で学ぶ 男のからだ・女のからだ ～ゆっくり育つ子どものために～		
企画団体	旭出学園でまえ教室		
講師	慶野直美(旭出学園校長)		
実施日	時間	参加人数	保育人数
6月8日(土)	午後3時～4時30分	21	1

(4)

講座名	子育てに自分軸を！ ブレないママになるための10STEP		
企画団体	こねくとういず～練馬から日本のママを元気に～		
講師	くぼあやの (こねくとういず副代表、コミュニケーションスキルアップ講師)		
実施日	時間	参加人数	保育人数
6月20日(木)	午前10時～正午	37	—
6月28日(金)	午前10時～正午	29	—

(5)	講座名	赤ちゃんからの発達を知ろう ～子育てに役立つ乳幼児期の関わり～		
	企画団体	未来の保育と子育てトーク		
	講師	茂木厚子 (早期発達支援士、発達支援アドバイザー、保育士)		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
	9月29日(日)	午後2時～4時	41	5

(6)	講座名	ストレスとの上手な付き合い方 ～イライラ育児から卒業しませんか?～		
	企画団体	RinDa		
	講師	真田涼(臨床心理士・公認心理師)		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
	2月9日(日)	午前10時～11時	16	5

(7)	講座名	更年期のこと、正しく知れば楽しい!私らしく、心地よく生きよう! ①更年期の身体の使い方 ②更年期と思春期の子どもとの過ごし方		
	企画団体	collet(コレっと)		
	講師	小宮知子 (一社)体力メンテナンス協会認定産後指導士)ほか		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
	6月11日(火)	① 午前10時～正午	11	0
	7月10日(水)	② 午前10時～正午	11	0

(8)	講座名	ソーシャルワーカーによるおしゃべり講座 どうする?医療費!! ～病気になったとき、あわてないために～		
	企画団体	女性の暮らしやすさを考えるソーシャルワーク研究会		
	講師	同上		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
	11月30日(土)	午後2時～4時	6	1

(9)	講座名	笑って脳トレ		
	企画団体	みんなで脳トレ		
	講師	井上益慶(健康運動指導士、介護予防運動指導員)ほか		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
	9月26日(木)	午後1時～2時30分	13	—
	10月10日(木)	午後1時～2時30分	10	—

(10)

講座名	自分に優しくしてあげよう！ 心と体のセルフケア		
企画団体	Y o g a K A L P A		
講 師	M i h o (ハタヨガインストラクター)		
実施日	時間	参加人数	保育人数
10月5日(土)	午前10時30分～11時45分	13	1
	午後1時30分～2時45分	12	0



3 出前講座

男女共同参画センターえーるでは、小・中学校などへ出張する出前講座を実施しています。「デートDV防止」「LGBT」などの様々なテーマの講座を実施しており、児童生徒や教職員、保護者からご好評いただいています。

(1)

講座名	出前講座等啓発事業 「梅切らぬバカ」 映画上映会		
出前先	石神友和会		
実施日	時間	参加人数	保育人数
11月8日(金)	午前10時～正午	34	—

(2)

講座名	出前講座等啓発事業 「デートDVを学ぼう ～自分も相手も大事にできる関係づくりのために～」		
出前先	①開進第四中学校 ②大泉第二中学校 ③三原台中学校		
実施日	時間	参加人数(生徒)	参加人数(教職員)
5月8日(水)	① 午後1時30分～2時20分	153	7
5月22日(水)	② 午後1時30分～2時20分	500	30
7月10日(水)	③ 午前11時45分～午後0時35分	495	25

4 映画上映会

(1)

講座名	えーるシネマサロン夏休み親子上映会 「ネコのミヌース」		
実施日	時間	参加人数	保育人数
8月27日(火)	午前10時～正午	33	—
	午後1時30分～3時30分	26	1

(2)

講座名	映画を通じてさまざまな生き方を考えよう ～えーるシネマサロンウィーク～ ①「アイ・コンタクト」 ②「94歳のゲイ」 ③「梅切らぬバカ」		
実施日	時間	参加人数	保育人数
3月4日(火)	① 午前10時～正午	12	1
	② 午後2時～4時	21	0
3月6日(木)	② 午前10時～正午	15	1
	③ 午後2時～3時30分	23	0
3月8日(土)	③ 午前10時～11時30分	33	4
	② 午後2時～4時	24	0

5 男女共同参画センターえーるフェスティバル

「えーるフェスタ2024～見て！来て！感じて！～」を6月15日(土)～6月16日(日)に開催しました。

フェスティバルは、区民が男女共同参画の意識を深める機会にするとともに、日頃男女共同参画センターえーるで活動するサークルの成果の発表と、年齢・性別を問わず、気軽に区民が参加・交流できる場の提供を目的として男女共同参画センター運営委員会委員および公募によるフェスティバル実行委員会と区が共催して、毎年実施しています。

【来館者数】

開催日	来館者数
6月15日(土)	619
6月16日(日)	511
合計	1,130

【特別講演会】

講師：菊地幸夫(弁護士、社会福祉法人練馬区社会福祉事業団理事)

6月16日(日) 午後2時から4時 視聴覚室 参加者 106名

耳だけ会場 3名(子ども2名含む)

保育3名

【実行委員企画ワークショップ】

A	「困難女性支援法スタートの意義をみんなで考えよう！」 講師：片居木英人(十文字学園女子大学教授) 6月15日(土) 午前10時30分～正午	参加者 14名
B	「未来へつなぐ子どもと学ぶ防災」 ①サバイバル飯体験 ②災害伝言ダイヤル体験 ③救命入門コース体験 協力：石神井消防署石神井公園出張所 6月15日(土) 午後1時15分～3時	参加者 27名 参加者 11名 参加者 13名
C	「子どもと一緒に人権を考えよう！」 ・読み聞かせ「だいじな心とからだ みんなで守ろう」 ・工作ワークショップ「キミの大好きを表現しよう」 6月15日(土)①午後1時30分～ ②午後2時30分～	参加者 28名 参加者 22名
D	「世界中の女性たち#ともに社会を変えよう」(上映会) ・マララ教育を求めて闘う少女 (ドキュメンタリー映像) ・マララ・ユサフザイの国連本部でのスピーチ (映像) ・エマ・ワトソン UN Woman親善大使 HeForSheキャンペーン国連スピーチ (映像) 6月16日(日) 午前10時30分～正午	参加者 15名

【オープニングイベント】

6月15日(土) 午前10時～ 上石神井北小学校金管バンドクラブ

【ステージ発表参加団体】

A l o h a (フラダンス)
アロハ ハウオリ (フラダンス)
英語の歌の会 シャルウィ S I N G (英語の歌)
コール・セピア (合唱)
石神井公園トーンチャイムサークル (トーンチャイム演奏)
女声合唱団 こーる・ぽぷり (合唱)
千夜一夜座 朗読教室 (朗読)
練馬区民生児童委員混声合唱団ヴォール (合唱)
花朗読の会 (朗読)
光が丘マジッククラブ (マジック)
ピリナ レアレア フラ スタジオ (フラダンス)
F e t i a (タヒチアンダンス)
ベーシック (合唱)
レア (フラダンス)
朗読サークルかたらい (朗読劇) 計15団体

【館内展示参加団体】

f (アイ) 女性会議 練馬支部 (ポスター展示)
N P O法人ハッピーひろば (団体活動紹介パネル)
着付サークルもえぎ (帯結び展示)
木彫り同好会「木の舞」 (木彫り作品)
景行書道会 (書作品)
皓仙書道会 (書道掛軸・額)
サイエンスカフェねりま (団体活動紹介パネル)
C P Cクラブ (写真)
石神井障害者地域生活支援センター ういんぐ (団体活動紹介パネル)
新日本婦人の会 練馬支部 (ちぎり絵等)
ちくちく手づくりの会 (布おもちゃ)
ねりま若者サポートステーション (団体活動紹介)
ひとねっと (団体活動紹介パネル)
フラワーアレンジメント「Kの会」 (花の作品)
松の実会 (文化刺繍)
和紙絵画草美会 (和紙絵画)
練馬区男女共同参画推進懇談会 (パネル展示) 計17団体

【手づくり体験】

6月15日(土) 午前10時30分～午後0時30分
絵手紙 (新日本婦人の会 練馬支部)

6月16日(日) 午後2時～4時
花の作品 (フラワーアレンジメント「Kの会」)

II 男女共同参画団体等に対する活動の場の提供に関する事業

1 貸出施設の利用（会議室等および付帯設備）

（１）利用対象 練馬区に在住・在勤または在学している方、およびこれらの方を主な構成員とする団体。

（２）利用申請

【受付開始日】登録団体：利用日の２か月前の月の１日から
上記以外：利用日の２か月前の月の２５日から

【受付時間】 24時間（メンテナンス時間を除く）

※メンテナンス時間：毎月26日午前0時～午前7時

※先行・空き枠予約初日は午前9時から申込み可能

（３）施設および付帯設備使用料（令和7年3月31日現在）

	午前 (9:00~12:00)	午後 (13:00~17:00)	夜間 (18:00~21:30)	1時間単位
会議室	1,800円	2,400円	2,100円	600円
視聴覚室	3,300円	4,400円	3,900円	1,100円
第1研修室	1,200円	1,600円	1,400円	400円
第2研修室	1,200円	1,600円	1,400円	400円
第3研修室	1,200円	1,600円	1,400円	400円
和室（小）	600円	800円	700円	200円
和室（大）	1,200円	1,600円	1,400円	400円
録音室	600円	800円	700円	200円
保育室	900円	1,200円	1,100円	300円
保育室（目的外）	2,100円	2,800円	2,500円	700円
ピアノ	各時間帯につき 1,000円			200円
ビデオプロジェクター	各時間帯につき 1,000円			200円

※令和8年7月利用分より、午前、午後、夜間の枠単位での利用を廃止し、原則1時間単位での利用となります。

(4) 男女共同参画センター登録団体

男女共同参画センター登録団体は、施設料、付帯設備使用料が減額されます。

【団体登録要件】

- ① 男女共同参画センターの設置目的（男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現）に寄与する団体であること
- ② 団体の構成員が10人以上であること
- ③ 団体の構成員の7割以上が、区内在住、在勤、在学であること
- ④ 団体の代表者が練馬区民であること

【登録申請】

登録申請書に団体規約（会則）、活動報告書、活動計画書、会員名簿を添付して申請する。

(※練馬区公共施設予約システムカードをすでにお持ちの場合は、カードの提示が必要です。)

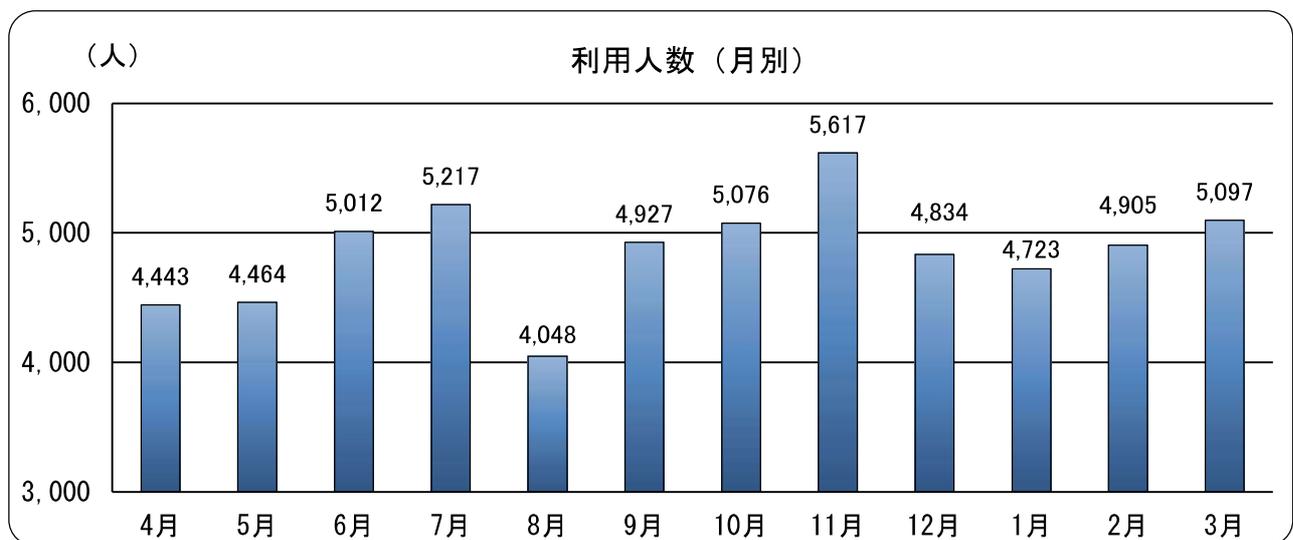
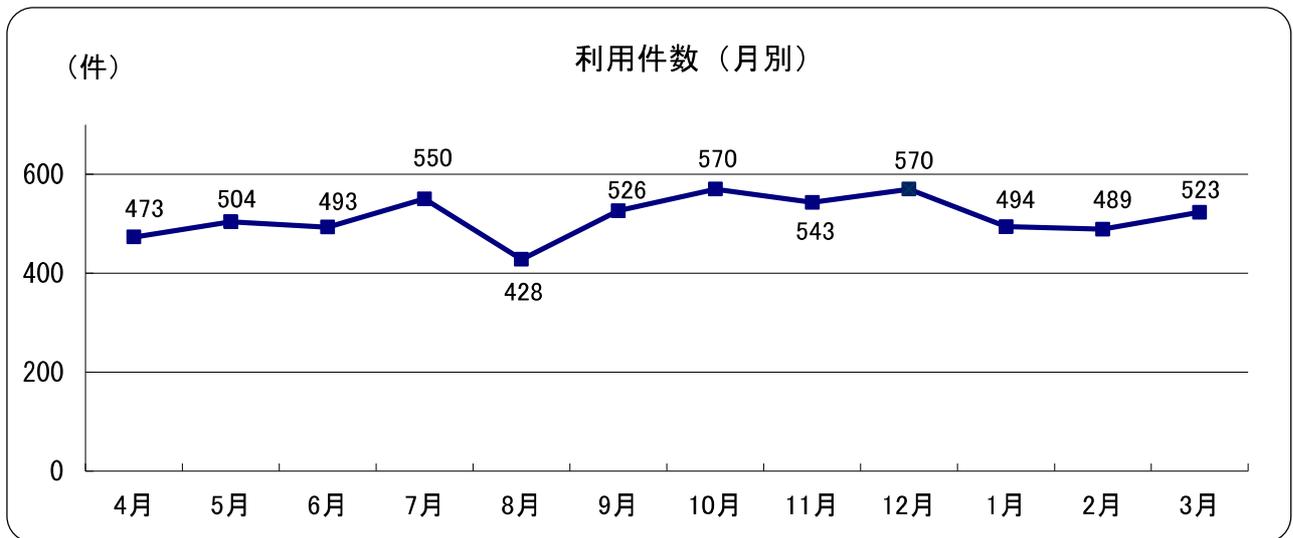
男女共同参画センター登録団体（令和7年3月31日現在）

	分 類	団体数
I	人権・男女平等に関する活動団体 男女平等・女性史・ワークライフ バランスなどの研究・学習・活動	13
II	地域活動団体 障害者・子育て・青少年・高齢者 支援などの活動	61
III	文化・学習等に関する活動団体 語学・歴史・外国文化の学習・ 合唱などを通して男女共同参画 社会実現を目指す活動	130
	合 計	204

2 利用状況（令和6年度）

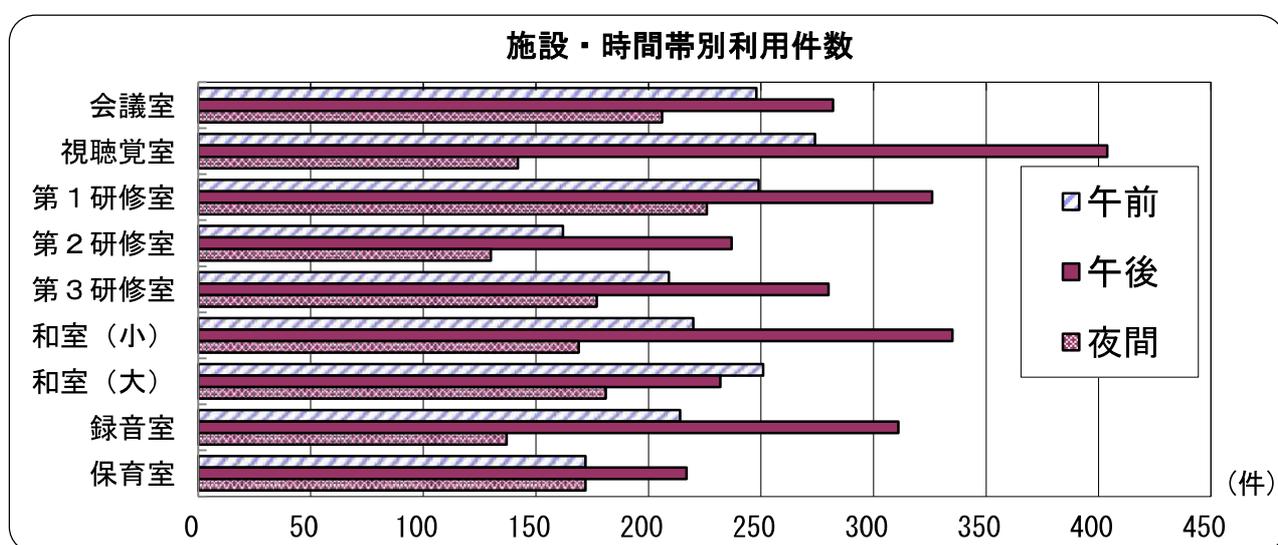
（1）月別・時間帯別利用状況（交流コーナーの利用者を除く）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
午前	件数	151	158	160	171	127	175	188	177	193	159	167	173	1,999
	人数	1,245	1,198	1,390	1,477	979	1,403	1,443	1,599	1,571	1,269	1,382	1,496	16,452
午後	件数	211	220	207	237	167	228	248	231	232	213	198	232	2,624
	人数	1,983	1,898	2,022	2,273	1,500	2,028	2,222	2,171	2,009	2,101	1,897	2,076	24,180
夜間	件数	111	126	126	142	134	123	134	135	145	122	124	118	1,540
	人数	1,215	1,368	1,600	1,467	1,569	1,496	1,411	1,847	1,254	1,353	1,626	1,525	17,731
合計	件数	473	504	493	550	428	526	570	543	570	494	489	523	6,163
	人数	4,443	4,464	5,012	5,217	4,048	4,927	5,076	5,617	4,834	4,723	4,905	5,097	58,363



(2) 施設別利用状況（交流コーナーの利用者を除く）

	午前		午後		夜間		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
会議室	248	2,143	282	2,813	206	1,935	736	6,891
視聴覚室	274	3,720	404	5,691	142	3,358	820	12,769
第1研修室	249	2,337	326	3,170	226	3,044	801	8,551
第2研修室	162	1,356	237	2,034	130	1,320	529	4,710
第3研修室	209	1,933	280	2,420	177	1,982	666	6,335
和室（小）	220	784	335	1,595	169	1,028	724	3,407
和室（大）	251	1,820	232	1,552	181	1,170	664	4,542
録音室	214	944	311	1,476	137	705	662	3,125
保育室	172	1,415	217	3,429	172	3,189	561	8,033
合計	1,999	16,452	2,624	24,180	1,540	17,731	6,163	58,363



(3) 付帯設備利用状況

設備	件数
ピアノ	501
ビデオプロジェクター	211

(4) その他

【交流コーナー】

個人、団体、自主活動グループ相互の交流の場として、交流コーナーを設置。
誰もが気軽に自由に利用できるロビー的なスペースで会議・学習・懇談等に利用可能。
令和6年度利用人数 12,483人

【貸出ロッカー】

96団体分のロッカーを設置し、登録団体に貸出しを実施。（1年毎に更新）
令和6年度利用団体数 78団体（公用利用4個を含む）

【掲示設備】

情報提供、情報交換に活用。

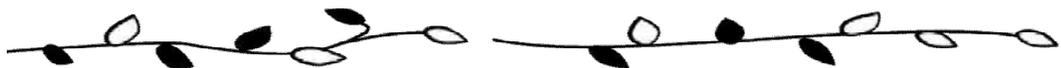
Ⅲ 相談事業

1 事業内容

気軽に安心して相談できる場として、各種相談事業を実施している。

相談名	相談日	相談時間	
総合相談	毎日	午前9時～午後7時 (祝休日は午後5時まで)	
男性のための相談	第二火曜日	午後3時～午後7時	
性的マイノリティに関する相談	第三土曜日	午前9時～午後5時	
専門相談【予約制】	心の相談	月～土曜日 (祝休日は午後5時まで)	
	配偶者等の暴力(DV)に対する専門相談	月曜日	午前9時～午後5時
		水曜日・金曜日 (第一金曜日を除く)	午前10時～午後7時 (祝休日は午後5時まで)
	第一金曜日 (練馬区区民相談所で実施)	午前9時～午後5時 (祝休日は休み)	
法律相談 ※法律相談の予約は、相談日の一週間前の午前9時から受付	土曜日 (祝休日を除く)	午後1時～午後4時 (1人30分間)	

(いずれも年末年始・休館日を除く)



【配偶者暴力相談支援センターの役割】

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、区市町村は配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすよう求められています。

法に定める業務として、配偶者からの暴力の被害者に対する「相談」「カウンセリング」「一時保護」「自立支援」「保護命令援助」などがあります。区では、これらの業務を人権・男女共同参画課と総合福祉事務所を中心に関係各所と連携して取り組んでいます。

このうち、男女共同参画センターえーるでは、「配偶者等の暴力(DV)に対する専門相談」として被害者のカウンセリングを行っています。



2 相談実績

(1) 総合相談件数

相談名	件数
総合相談	5,613
男性のための相談	15
性的マイノリティに関する相談	5
合計	5,633

相談内容	来所	電話	文書	計
人権・身の上	17	3,671	0	3,688
暴力	14	123	0	137
婚姻	0	1	0	1
離婚	1	12	0	13
子育て（就学前）	0	0	0	0
児童・虐待	0	1	0	1
教育	0	0	0	0
就職・転業	0	11	0	11
職場・労働	1	52	0	53
ハラスメント	0	2	0	2
性的マイノリティ	3	7	0	10
健康問題	0	8	0	8
福祉・介護	0	5	0	5
国保・年金・税務	0	3	0	3
戸籍住民登録	0	0	0	0
相続	0	4	0	4
金銭・保証	0	0	0	0
住まい	3	13	0	16
交通事故	0	0	0	0
その他の相談	0	1	0	1
予約（変更）受付	13	1,190	0	1,203
雑件	7	470	0	477
合計	59	5,574	0	5,633

(2) 心の相談件数

相談の内容		面接		電話		計		合計
		女	男	女	男	女	男	
自分自身の問題	生き方	13	0	0	0	13	0	13
	心理	1	1	0	0	1	1	2
	進路	0	0	0	0	0	0	0
	その他	1	0	0	0	1	0	1
人間関係	夫婦関係	92	3	1	0	93	3	96
	親子関係	11	2	0	0	11	2	13
	嫁姑関係	5	0	0	0	5	0	5
	家族関係	43	1	0	0	43	1	44
	親族関係	1	0	0	0	1	0	1
	近隣関係	0	0	0	0	0	0	0
	職場関係	8	0	0	0	8	0	8
	友人関係	0	0	0	0	0	0	0
	男女関係	0	0	0	0	0	0	0
	総合的な関係	1	0	0	0	1	0	1
教育	教育問題	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0
健康	身体の病気	0	0	0	0	0	0	0
	精神の病気	0	0	0	0	0	0	0
	心身の病気	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0
合 計		176	7	1	0	177	7	184
実人数		114	6	0	0	114	6	120

(3) 配偶者等の暴力(DV)に対する専門相談件数

相談内容	来所	電話	文書	計
配偶者からの暴力	177	35	0	212
元配偶者からの暴力	0	0	0	0
生活の本拠を共にする(した) 交際相手からの暴力	0	0	0	0
交際相手からの暴力 (デートDV)	0	0	0	0
子どもからの暴力	0	0	0	0
その他からの暴力	0	0	0	0
合 計	177	35	0	212

(4) 法律相談件数

相談内容	計
土地・家屋	18
借地・借家	25
相隣関係	13
相続・遺言	131
金銭(サラ金)	16
契約不履行	2
損害賠償	18
商 事	5
夫婦関係・離婚	50
男女関係	6
親子関係	3
労 働	13
登 記	0
人 権	2
刑事・少年	0
交通事故	4
その他	52
合計	358

(内訳)

女性 230人

男性 128人

IV 男女共同参画に関する調査・研究、資料収集、情報提供事業等

1 事業内容

図書・資料室を設置し、男女共同参画の推進に関する学習・研究活動に必要な資料の収集・整理、情報提供等を行っています。

図書・資料室には、閲覧席（9席）、児童書コーナーを設け、誰もが自由に利用可能です。

- (1) 男女共同参画の推進に関する図書・資料の収集、整理および貸し出し
- (2) 区・都・国の男女共同参画に関する行政資料および女性団体・住民団体・自主グループ等の資料収集
- (3) 男女共同参画の推進に係る学習に関する図書案内および読書相談
- (4) 男女共同参画の推進に関する調査研究・啓発（パネル展示）
- (5) 男女共同参画の推進に関する、新聞記事の切り抜きを図書・資料室に掲示
- (6) 情報ライブラリーニュース「すてっぷ+」の発行（隔月発行）
- (7) 保育付きブックタイム事業
- (8) 検索用タブレット端末の貸し出し（就活応援コーナー併用）

2 図書・資料室案内

(1) 開室日・時間

開室日 休館日を除く毎日
 開室時間 午前9時から午後9時30分
 （男女共同参画の推進に係る図書案内・読書相談は午後5時まで）

(2) 貸出利用

貸出対象 区内在住・在勤・在学者
 登録 利用については登録制（有効期限5年）
 貸出点数 6冊以内
 貸出期間 4週間以内

(3) 蔵書数（令和7年3月31日現在）

一般図書 12,730冊
 児童書 734冊
 行政資料 1,622冊
 団体資料 489種（逐次刊行物、女性関係新聞を含む）
 雑誌 13誌

一般図書蔵書構成

分類	総記	心理	歴史	社会学	自然科学	生活	産業	芸術	言葉	文学	合計
冊数	118	540	1,004	4,921	711	666	122	569	153	3,926	12,730
構成割合	0.9%	4.2%	7.9%	38.7%	5.6%	5.2%	1.0%	4.5%	1.2%	30.8%	100.0%

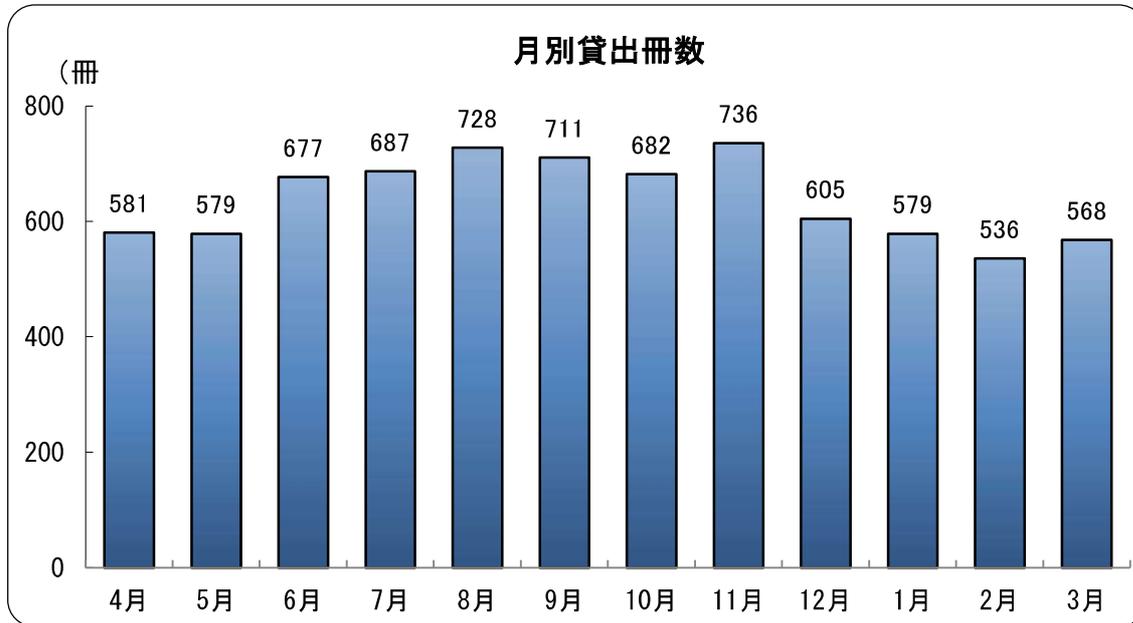
3 図書・資料室利用状況

(1) 登録者数 (令和7年3月31日現在)

合計 904人 (令和6年度登録者 159人)

(2) 貸出冊数

総数 7,669冊



(3) リクエスト処理状況

受付件数 323件

(4) レファレンス件数

受付件数 40件

(5) 検索用タブレット利用件数

33件

4 情報提供

(1) 情報ライブラリーニュース「すてっぷ+」の発行

新着図書等の紹介

隔月発行 各号400部 年2,400部発行

(2) 「男女共同参画センターえーるだより」の発行 ※指定管理者発行

年4回発行 年10,500部発行

(3) デートDV防止リーフレット「もしかして…デートDV?」※指定管理者発行

デートDV防止の啓発資料として作成しています。毎年11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて実施する「えーるスクエア」や区立中学校向けデートDV防止出前講座で配布しています。

5 保育付きブックタイム事業

図書・資料室では、子育て中の保護者を対象に「保育付きブックタイム事業」を実施しています。子どもと家でずっと向き合っていると、ゆっくり本を読む時間もない... ひとりの時間が欲しい... といった保護者の声に応えるべく、保育者が子どもたちを保育している時間に、図書室でゆっくりと読書する時間を提供する事業です。

1回2時間程度実施する「保育付きブックタイム事業」によって保護者にリフレッシュタイムと子育てに関する資料等の情報を提供しています。

実施日時	参加者（人）	
	保護者	子ども
4月17日（水）10時～12時	3	3
5月15日（水）10時～12時	5	5
6月19日（水）10時～12時	5	6
7月19日（金）10時～12時	6	6
8月21日（水）10時～12時	5	5
9月18日（水）10時～12時	3	3
10月23日（水）10時～12時	4	5
11月20日（水）10時～12時	5	6
12月18日（水）10時～12時	5	6
1月22日（水）10時～12時	5	6
2月19日（水）10時～12時	6	6
3月13日（木）10時～12時	5	5
合計	57人	62人

保育付きブックタイム事業は、区立図書館でも実施しています。
令和6年度は、区立図書館11館で12回実施し、90人（保護者44人、子ども46人）の参加がありました。



○練馬区立男女共同参画センター条例

昭和61年12月12日

条例第47号

注 平成17年7月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この条例は、練馬区立男女共同参画センター(以下「センター」という。)の設置、管理、運営および利用について必要な事項を定めることにより、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(平22条例10・全改)

(名称および位置)

第2条 センターの名称および位置は、つぎのとおりとする。

名称	位置
練馬区立男女共同参画センター	東京都練馬区石神井町八丁目1番10号

(平22条例10・一部改正)

(運営)

第3条 区長は、センターの運営に当たっては区民の参加を積極的に進め、民主的に行うものとする。

(事業)

第4条 センターは、第1条の目的を達成するため、つぎに掲げる事業を行う。

- (1) 男女共同参画の推進に係る学習の機会および場の提供に関する事業
- (2) 男女共同参画の推進に係る団体および個人の相互交流の機会および場の提供に関する事業
- (3) 女性に係る相談その他の男女共同参画に係る相談に関する事業
- (4) 前3号に掲げる事業に係る調査・研究ならびに情報の収集および提供に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

(平22条例10・一部改正)

(施設)

第5条 センターに、つぎの各号に掲げる施設を設ける。

- (1) 研修室
- (2) 視聴覚室
- (3) 録音室
- (4) 会議室
- (5) 和室
- (6) 保育室
- (7) 図書・資料室
- (8) 相談室
- (9) 連絡交流室
- (10) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める施設

(休館日)

第6条 センターの休館日は、1月1日から同月3日までおよび12月29日から同月31日までとする。ただし、区長は、特に必要があると認めたときは、これを変更し、または臨時に休館日を定めることができる。

(平17条例44・一部改正)

(開館時間)

第7条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。

2 区長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する開館時間を変更することができる。

(利用者の範囲)

第8条 センターを利用できる者の範囲は、つぎのとおりとする。

- (1) 練馬区(以下「区」という。)の区域内に住所を有する者
- (2) 区の区域内に存する事務所または事業所に勤務する者
- (3) 区の区域内に存する学校に在学する者
- (4) 前3号に規定する者を主な構成員とする団体
- (5) 前各号に掲げる者のほか、センターの管理運営に支障がなく、区長が認める者

(利用の手続等)

第9条 センターの施設および備付器具(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、練馬区規則(以下「規則」という。)で定めるところにより申請し、区長の承認を受けなければならない。ただし、規則で定める施設を利用する場合は、この限りでない。

2 区長は、前項の承認に際し、必要な条件を付けることができる。

(利用の不承認)

第10条 区長は、つぎの各号の一に該当するときは、前条第1項の利用の承認をしない。

- (1) 第16条第1項各号に規定する禁止行為をするおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの管理上支障があると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が利用を不相当と認めるとき。

(使用料)

第11条 センターの施設の使用料は、別表のとおりとする。

2 センターの備付器具の使用料は、1利用単位につき1,000円の範囲内で規則で定める。

3 第9条の規定により利用の承認を受けた者は、前2項に規定する使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第12条 区長は、特に必要があると認めるときは、前条第1項または第2項に規定する使用料を減額し、または免除することができる。

(使用料の不還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、区長は、特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第14条 利用の承認を受けた者は、利用の権利を譲渡し、または転貸してはならない。

(利用承認の取消し等)

第15条 区長は、つぎの各号の一に該当するときは、利用の承認を取り消し、または利用を制限し、もしくは停止することができる。

- (1) 利用の目的または条件に違反したとき。
- (2) この条例または区長の指示に違反したとき。
- (3) 災害その他の理由により施設等の利用ができなくなったとき。
- (4) 前3項に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。

(禁止行為)

第16条 センターの施設を利用する者(以下「利用者」という。)は、センター内においてつぎの行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序または善良な風俗を害する行為
- (2) 営利を目的とする行為

(3) この条例または区長の指示に違反する行為

2 区長は、センターに入館した者が前項各号に規定する行為を行ったときは、その者に対して、必要な措置をとることができる。

(原状回復の義務)

第17条 利用者は、センターの施設等の利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。第15条の規定により承認を取り消され、または利用を停止されたときも同様とする。

(損害賠償の義務)

第18条 利用者は、センターの施設等を損傷し、または滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、または免除することができる。

(指定管理者による管理)

第19条 区長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて区長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、センターの管理を行わせるものとする。

(平17条例44・追加)

(業務の範囲)

第20条 センターの指定管理者は、つぎに掲げる業務を行う。

- (1) 第4条第1号および第2号に規定する事業に関する業務
- (2) 第9条に規定する利用の承認および第10条に規定する利用の不承認に関する業務
- (3) 第15条に規定する利用承認の取消し等に関する業務
- (4) センターの施設、附属設備および物品の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関し、区長が必要と認める業務

(平17条例44・追加、平23条例23・一部改正)

(指定管理者の指定の手續)

第21条 第19条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

(平17条例44・追加)

第22条 区長は、前条の規定による申請があつたときは、つぎに掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者の候補として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) センターの運営が住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) センターの設置の目的を効果的に達成することができるものであること。
- (3) センターの施設、附属設備および物品の適切な維持管理を行うことができるものであること。
- (4) センターの管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- (5) センターの管理を安定して行うための物的能力および人的能力を有していること。

2 区長は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示するものとする。

(平17条例44・追加)

(管理の基準)

第23条 指定管理者は、つぎに掲げる基準により、センターの管理に関する業務を行わなければならない。

- (1) この条例の規定を遵守し、適正な施設運営を行うこと。
- (2) 利用者に対して公平かつ適切にサービスの提供を行うこと。
- (3) 施設、附属設備および物品の維持管理を適切に行うこと。

(平17条例44・追加)

(利用料金)

第 24 条 指定管理者は、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づき、センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として利用者から収受することができる。

2 前項の規定により指定管理者が収受することができる利用料金の額は、第 11 条第 1 項および第 2 項に規定する使用料の額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定めるものとする。

3 指定管理者は、区長が別に定める基準に従い、収受する利用料金の額を減額し、または免除することができる。

4 指定管理者は、区長が別に定める基準に従い、収受した利用料金の全部または一部を還付することができる。

(平 17 条例 44・追加)

(委任)

第 25 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平 17 条例 44・旧第 19 条繰下)

付 則

この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条から第 15 条までおよび第 19 条の規定は、昭和 62 年 2 月 1 日から施行する。

付 則(平成 3 年 3 月条例第 9 号)

この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 5 年 3 月条例第 14 号)

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 9 年 3 月条例第 9 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の練馬区立練馬女性センター条例別表に規定する使用料については、平成 9 年 7 月 1 日以後の利用に係る分について適用し、同年 6 月 30 日以前の利用に係る分については、なお従前の例による。

付 則(平成 11 年 3 月条例第 7 号)

この条例は、平成 11 年 6 月 1 日から施行する。

付 則(平成 14 年 3 月条例第 8 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の練馬区立練馬女性センター条例の規定は、平成 14 年 7 月 1 日以後の利用について適用し、同年 6 月 30 日以前の利用については、なお従前の例による。

付 則(平成 17 年 7 月条例第 44 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条の改正規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 22 年 3 月条例第 10 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 23 年 6 月条例第 23 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 27 年 10 月条例第 50 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の練馬区立男女共同参画センター条例別表の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

別表(第 11 条関係)

(平 27 条例 50・一部改正)

利用単位		午前	午後	夜間
施設		午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時 30 分まで
	第 1 研修室	1,200 円	1,600 円	1,400 円
	第 2 研修室	1,200 円	1,600 円	1,400 円
	第 3 研修室	1,200 円	1,600 円	1,400 円
	視聴覚室	3,300 円	4,400 円	3,900 円
	録音室	600 円	800 円	700 円
	会議室	1,800 円	2,400 円	2,100 円
和室	大	1,200 円	1,600 円	1,400 円
	小	600 円	800 円	700 円
	保育室	900 円	1,200 円	1,100 円

備考

- 1 保育室を保育施設以外として利用する場合の使用料は、午前にあつては 2,100 円、午後にあつては 2,800 円、夜間にあつては 2,500 円とする。
- 2 この表に掲げる施設については、規則で定める場合において、午前 9 時から午後 9 時までの間にあつては 1 時間単位、午後 9 時から午後 9 時 30 分までの間にあつては 30 分単位で利用することができる。
- 3 前項の場合における使用料は、つぎの各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額(その額に 50 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数があるときは、これを 100 円に切り上げる。)とする。
 - (1) 午前 9 時から正午までの間で 1 時間単位で利用する場合 午前の利用単位の規定使用料の 1 時間単位に相当する額
 - (2) 正午から午後 6 時までの間で 1 時間単位で利用する場合 午後の利用単位の規定使用料の 1 時間単位に相当する額
 - (3) 午後 6 時から午後 9 時までの間で 1 時間単位で利用する場合 夜間の利用単位の規定使用料の 1 時間単位に相当する額
 - (4) 午後 9 時から午後 9 時 30 分までの間で 30 分単位で利用する場合 夜間の利用単位の規定使用料の 30 分単位に相当する額

練馬区立男女共同参画センター運営委員会設置要綱

昭和63年 5月27日

練区活発第4021号

(目的および設置)

第1条 練馬区立男女共同参画センター条例(昭和61年12月練馬区条例第47号。以下「条例」という。)第4条に規定する事業の円滑な推進を図るため、練馬区立男女共同参画センター運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、つぎに掲げる事項について意見をとりまとめ、総務部人権・男女共同参画課長へ報告するものとする。

- (1) 練馬区立男女共同参画センター(以下「センター」という。)の施設の利用および運営に関すること。
- (2) 事業の計画に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと。

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。

2 委員長および副委員長は、第3項に定める委員の中から互選により選出する。

3 委員は、つぎに掲げる者の中から区長が委嘱した者20名程度をもって構成する。

- (1) 学識経験者 4名程度
- (2) センターが所在する地域での活動を行う者 1名程度
- (3) 一般公募による者 15名程度

(委員長および副委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項により再任される委員の再任については、通算して3期を限度とする。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

(意見等の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、資

料の提出を求め、意見の聴取等を行うことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、条例第19条に規定する指定管理者が処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営につき、必要な事項は総務部長が定める。

付 則

この要綱は、昭和63年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

2 この要綱施行の際、現に委員として委嘱されている者については、第5条第1項の規定により選任されたものとみなし、その再任限度は第5条第2項の規定にかかわらず従前の例による。

付 則 (平成18年3月29日17練総人第609号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成22年3月19日21練総人第657号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年3月19日23練総人第545号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (令和2年4月1日2練総人第153号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則 (令和4年2月3日3練総人第396号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則 (令和6年3月6日5練総人第349号)

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

男女共同参画センター運営委員会開催状況

【構成】 19期 15名（学識経験者3名、地域活動1名、公募11名）

※令和7年3月31日現在

【任期】 1期2年

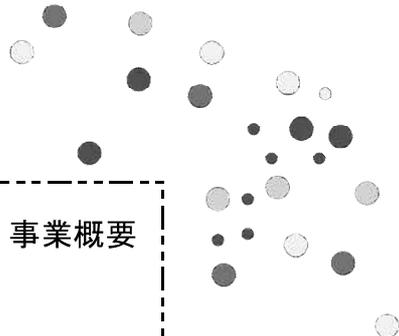
・18期（令和4年7月～令和6年6月）

・19期（令和6年7月～令和8年6月）

【招集】 ・18期 1回

・19期 3回

期	開催年月日	議 題
第18期	令和6年4月23日	(1) 令和6年度職員体制について (2) 事業について (3) 令和5年度利用者アンケート結果について (4) 第19期練馬区立男女共同参画センター運営委員の募集について
第19期	令和6年7月30日	(1) 男女共同参画センターおよび運営委員会の活動内容について (2) えるフェスティバルについて
	令和6年10月30日	(1) 令和6年度実施事業報告について (2) 令和7年度区民企画講座について
	令和7年1月16日	(1) 令和7年度事業について (2) 令和7年度区民企画講座について (3) 令和6年度事業実施状況について (4) 管理運営状況評価について (5) 利用者アンケートの実施について



男女共同参画センターえーる 事業概要

(令和6年度事業実績)

令和7年8月発行

練馬区総務部人権・男女共同参画課

〒176-8501

東京都練馬区豊玉北6-12-1

電話 03-5984-4518